

伊丹市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、薬物療法又は放射線療法による脱毛、手術療法による乳房切除などの、がん治療による外見変貌を補完する補正具の購入費用について、予算の範囲内において、補助することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件全て満たす者とする。

- (1) 第5条の規定による申請をした日において、市内に住所を有する者であること。
- (2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者であること。
- (3) 別表の左欄に掲げる補助対象補正具を購入した者の区分に応じ、同表の右欄に定める所得の要件を満たす者であること。
- (4) 過去に県内の他の市町から補助対象補正具と同種の助成を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に掲げる補正具の区分に応じ、同表の右欄に定める要件を満たすものの購入費用とする。ただし、付属品及びケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）の購入に要した費用、購入のために要した交通費及び郵送費等は、補助対象経費に含めないものとする。

区分	要件
医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する原則医療用のもの（装着時に皮膚を保護するネットを含む。）（対象者1人につき1台に限る。）
乳房補正具	次の各号のいずれかに該当する補正具 (1) 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着（下着とともに使用するパッド含む。） (2) 人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）。ただし、両側乳がんを除き、対象者1人につき1台に限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補正具の種類ごとに前条に規定する補助対象経費に相当する額又は次に掲げる補正具の区分に応じ当該各号に定める額のいずれか

低い額とする。

(1) 医療用ウィッグ 5万円

(2) 乳房補正具 次に掲げる乳房補正具の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 補正下着 1万円

イ 人工乳房 5万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（その者が未成年の場合は、その法定代理人。以下「申請者」という。）は、伊丹市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、次項に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を、公簿により確認することができる場合において、当該確認することにつき申請者の同意があるときは、当該書類の提出を省略することができる。

(1) がん治療に関する説明書、診断書及び治療方針計画書その他の書類（がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類に限る。写し可。）

(2) 補助対象補正具の購入に係る領収書（申請者の氏名、購入した年月日、品名、金額、台数の記載があり、かつ、医療用ウィッグは医療用であることが、乳房補正具は補正下着又は人工乳房であることが、それぞれ備考等に記載されているものに限る。写し可。）

(3) 別表に規定する対象者の所得を証明する書類（写し可。）

(4) 対象者（対象者が未成年者である場合にあっては対象者及び生計を一にする親権者、対象者が既婚者である場合にあっては対象者及びその配偶者）の住民票（発行から3か月以内のものに限る。写し可。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行うことができる期限は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 4月から12月までの間に補助対象補正具を購入した場合 購入日の属する年度の末日

(2) 1月から3月までの間に補助対象補正具を購入した場合 購入日の翌日から起算して90日を経過した日

3 市長は、補助の実施及び審査のために必要があると認めたときは、申請者、治療を受けた医療機関又は購入先等に対し、申請の内容に関し必要な事項を聴取することができる。

4 申請は、対象者1人につき、第3条の表の左欄に掲げる補正具の区分ごとに1回を限度とする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、伊丹市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正であると認められないときは、その理由を付した伊丹市がん患者アピアランスサポート事業補助金交付不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支給を受けた者に対し、その全部を返還させることができる。

付 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、同年4月1日以後に購入された補正具について適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表

補助対象補正具を購入した者		所得の要件
未成年者		補助対象補正具を購入した者と生計を一にする親権者全員の前年（1月から5月までに申請する場合にあっては、前々年。以下同じ。）の所得額（別記に定める所得額をいう。以下同じ。）の合計が400万円未満であること。
成年者	未婚である者	補助対象補正具を購入した者の前年の所得額が400万円未満であること。
	既婚である者	補助対象補正具を購入した者及びその配偶者の前年の所得額の合計が400万円未満であること。

別記

別表に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第一項に規定する総所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第二項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

- 2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号，第 2 号又は第 4 号に規定する控除を受けた者当該雑損控除額，医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する控除を受けた者その控除の対象となった障害者 1 人につき 27 万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には，40 万円）
- (3) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者 27 万円
- (4) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除を受けた者 35 万円
- (5) 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する控除を受けた者 27 万円